

AI 英会話システム貸借業務

調達仕様書

令和8年3月23日

宇部市教育委員会

1 業務概要

(1) 物件名

AI 英会話システム

(2) 業務の目的

本業務は、英語の対話型 AI サービスが提供できるシステムを活用し、生徒の「話すこと」、「聞くこと」の能力向上を図り、日常的な場面で使える英語を身に付けさせることを目的とする。

(3) 使用場所

宇部市立中学校（12校）

(4) 賃貸借期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

2 調達に係る要件

調達の際には、以下の要件及び「宇部市立小・中学校情報セキュリティ対策基準」（別紙1）に準拠すること。

(1) サービス名・内容

ア 対話練習型サービス

(ア) 吹き込み式ではない会話 AI エージェントとの自然な対話を通して、学習者に対し英会話練習の機会を提供すること。なお、対話のテーマ、レベル等の内容は、発注者及び受注者で事前に協議し、合意するものとする。また、サービスを利用した後、サービスを利用した結果レポートに表示する事項は、事前に発注者と協議するものとする。

(イ) 学習者の今のスピーキング力に応じて、会話を自動調整する機能を有していること。

イ パフォーマンステスト向けサービス

会話 AI エージェントとの自然な対話及び自然なインタビューを通して学習者の能力を引き出し、CEFR に準拠したスピーキング能力判定を行い、結果及びその判断根拠をレポートすること。

(2) 対象者（以下「利用者」という。）

市立中学校12校の中学1～3年生（約3,800人）

※賃貸借期間中、転出入等により生徒数を変更する場合があっても、発注者に対し、追加の賃貸借料を請求しないこと。

(3) 利用回数・時期等

(1) アについては、年5回を想定する。また(1)イについては年1回を想定する。利用回数・時期を変更する場合は、事前に発注者受注者双方で協議するものとする。

(4) 利用環境

利用者が使用するすべてのタブレット端末で利用できるものとする。なお、本市では、利用者に1人1台 Dynabook を貸与しており、本サービスの利用は、この Dynabook を通じて行うことを想定している。受注者は、同サービスを円滑に利用するために必要な助言等を行うものとする。

※OS : Windows10/11

※ブラウザ : Google Chrome/Microsoft Edge

(5) 保守管理

ア 学校からの問い合わせに電子メール・電話等に対応できるサポート窓口を設置すること。サポートの対応時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び受託者が定める休日（年末年始、夏季休業等）を除く午前9時から午後5時までとする。

イ システムの運用方法に関する操作説明会を実施すること

※操作説明会の内容、資料準備については、予め発注者と協議すること。

3 業務内容

(1) 事業計画の策定

受注者は、作業を実施する前に、作業のスケジュールや体制等を具体化し、発注者に事前説明すること。なお、事前説明の後、発注者の合意を得て、事業計画書（任意様式）を提出すること。

(2) 利用者用アカウント等の作成及び提供

本サービスを利用するために、必要な利用者用アカウントの作成を行い、作成アカウント一覧（任意様式）を提出すること。作成されたアカウントは、発注者にて各利用者へ配付して利用するものとし、受注者において各利用者の特定を行うことができない形で実施する。

また、教員がサービスの内容を把握するため、テストアカウントを払い出し、教員が同サービスを利用できるよう提供すること。

テストアカウントは、各校10アカウント（利用者用アカウントと同サービス回数）を想定する。

(3) 管理アカウントの作成及び提供

グループ配下の利用者のサービス利用実態がわかる管理アカウントを作成し、発注者へ提供するものとする。グループは、各学校を1つのグループとして作成することを想定する。

(4) 利用実態データの収集・分析

利用者用アカウントで利用したサービスの利用実態を分析して、毎月利用実態等分析報告書（任意様式）により、分析結果を報告するものとする。なお、報告内容は、発注者と打ち合わせるものとする。

また、発注者が国等へ本事業の報告を行う必要がある場合は、必要なデータを提供する等支援するものとする。

4 その他留意事項

(1) 個人情報の保護等

契約の履行に際して知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定義される情報を指す。）及び業務情報については、関係法令及び別に定める「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止その他個人情報の保護に努めること。なお、この規定は、契約期間が終了した後も、適用があるものとする。

(2) 業務の委任

本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(3) 業務の完了及び支払方法

受注者は、賃貸借期間が満了したときは、業務完了報告書（任意様式）を提出すること。なお、賃貸借料の支払いは、賃貸借期間満了の後、検査完了後、成果品を発注者に引き渡した後に一括して支払う。

(4) 瑕疵担保責任

業務終了後1年間は瑕疵担保責任とし、運用開始後に判明した本業務に係る瑕疵は受注者において無償で対応すること。

(5) 紛争等

本仕様書に基づく事業実施に関し、第三者との間に紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(6) 損害賠償

受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。

(7) 疑義事項等

本仕様書に記された内容に関しては、一切を受注者にて行い、その費用を負担すること。その他当該仕様書に記載されていない事項に関しては、発注者と協議すること。

5 別添資料

宇部市立小・中学校情報セキュリティ対策基準（別紙1）